I	Į I	フ ラ ン ス	ドイツ	イ ギ リ ス注1	アメリカ
紛争処理制	司法機関	・労働審判所 ・通常裁判所(大審裁判所、小審裁判所) *集団的労働事件等を扱う。	・労働裁判所	・雇用審判所 ・通常裁判所 *契約違反、不法行為等コモンローに関 する労働事件を扱う。	・通常裁判所(連邦及び州) *労働事件を扱う特別の裁判所はない。
1	行政機関	・全国調停委員会、地方調整委員会 *集団的な労使紛争の調停を行う。 (・労働監督官 *労働条件の監督を行うが、事実上の紛 争調停機能を果たしているとされる。)	・営業監督署 *安全衛生や労働災害の監督を行うが、 賃金や労働事件等の労働条件に関する 監督は行っていない。	・助言・あっせん・仲裁局(ACAS) *労使等に対する助言、個別紛争及び集 団紛争のあっせん、不公正解雇事件の 仲裁等を行う。 *雇用審判所に申し立てられた事件につ いては、まずACASによるあっせん が試みられる。 ・中央仲裁委員会(CAC) *集団紛争の仲裁等を行う。 ・雇用機会均等委員会(EOC) *性差別事件に関する助言・指導、是正 勧告等を行う。 ・人種差別事件に関する助言・指導、是 正勧告等を行う。 ・その他(障害者権利委員会(DRC)等)	・全国労働関係局(NLRB) *不当労働行為事件の審査、救済等を行う。 ・連邦調停あっせん局(FMCS) *労働争議の調整等を行う。 ・雇用機会均等委員会(EEOC) *雇用差別事件の調整による解決、訴追等を行う。 ・その他各州の機関等 ・連邦労働省 *公正労働基準法に基づく監督等を行う。
	私的手続	・企業内の労働者代表制度(従業員代表委員及び組合代表委員) *個々の労働者の苦情処理を行う。 ・その他	 ・調停委員会(企業内で設置。労働協約) *集団的な労使交渉の調停を行う。 ・仲裁委員会(企業内で設置。経営組織法に基づく。) *企業内の従業員代表組織と使用者の間の集団的な利益紛争を扱う。 ・経営協議会(従業員代表組織)による苦情処理等 	・企業内の苦情処理制度(労働協約、就業規則等) ・その他	・仲裁(労働協約、個別契約) *基本的には仲裁判断が終局的な判断となり、司法審査は排除される。 ・その他(調停、企業内の苦情処理手続、オンプズパーソン等)
裁判	制度の概要	労働審判所 (Conseil de prud'hommes)	労働裁判所 (Arbeitsgericht)	雇用審判所(ET;Employment Tribunal)	通常裁判所(連邦裁判所及び州裁判所)
1	轄	・労働契約に関して発生する個別的な民事 紛争(解雇、契約の存在確認、賃金・諸 手当の支払い請求等)を扱う。 ・集団的紛争であっても個々の労働者が当 事者となるものは、労働審判所で扱われ る。	・個別的及び集団的労使関係から生ずる民事紛争を専属的に管轄する。 ・労働裁判所の手続には、判決手続と決定手続があり、それぞれの手続で扱う事件には次のようなものがある。 (1) 判決手続	・特定の制定法の下での権利に関する労働 関係民事紛争(不公正解雇、賃金関係、 差別、剰員整理等)を扱う。 ・雇用の終了に関する損害賠償事件につい ても、訴額2万5千ポンド未満の紛争は 雇用審判所にも管轄権がある。	連邦法に関する紛争及び州籍相違の紛 争を扱う。

	(参考)労働審判所以外の裁判所が管轄する労働関係事件 ・行政裁判所:労働関係の行政処分に対する不服の申立等 ・通常裁判所:組合代表委員の任免等に関する訴訟(小審裁判所)違法争議等による損害賠償請求等の集団的な民事紛争(訴額に応じて大審裁判所又は小審裁判所が管轄する。)等	雇用関係に関する個別的紛争 *個別の労働者と使用者の間の雇用 関係から発生する紛争(賃金、年 休等) *雇用関係の存否に関する紛争(解 雇等) *雇用関係に関する不法行為事件等 労働協約から生ずる協約当事者間 等での紛争 *協約分争 *協約台事者間等における害賠償等) (2) 決定に関する紛争及び企業共同決定に関する紛争、監査役会の共同決定の効力に関する紛争、監査役会の共同決定の労働者代表 選出に関する紛争等) 協約締結権限と協約管轄を巡る紛争 (注意)判決手続において、解雇事件と差別事件については、迅速な処理を目的とする特別な手続がある。	(参考)通常裁判所が管轄する労働関係事件 ・契約違反、不法行為に基づく損害賠償請求等コモンローに関する事件 *県裁判所:訴額5万ポンド未満 *高等法院:訴額5万ポンド以上等	紛争を扱う。 なお、通常は連邦法についても管轄権 を有している。	
審級制度	第一審:労働審判所 控訴審:控訴院(社会部) *訴額が一定額以下の場合は、破棄院へ の上訴のみ可能。 最終審:破棄院(社会部) *法律問題のみを取り扱う。 (注意)控訴院及び破棄院は通常の司法裁 判所である。	第一審:労働裁判所 控訴審:州労働裁判所 *控訴できるのは、訴額が600ユーロ以 上の事件、第一審判決が控訴を許容し ている事件、解雇事件等に限られる。 最終審:連邦労働裁判所 *法律問題のみを取り扱う。 *上告できるのは、第二審判決が控訴を 許容している事件、第二審判決が連邦 労働裁判所の判例と異なる事件等に限 られる。 *第二審判決の行った上告の不許可に対 する抗告を連邦労働裁判所が認めた場 合にも上告できる。 (参考)ドイツには5つの系統の最高裁判 所(通常・行政・労働・社会・租税)が ある。		(1) 連邦裁判所 第一審:連邦地方裁判所 控訴審:連邦控訴裁判所 最終審:連邦最高裁判所 (2) 州裁判所 *州によって制度は異なるが、一般的に は三審制である。	
組織	【労働審判所】	【労働裁判所】	【雇用審判所】	(労働事件を扱う特別な裁判所はない。)	

(1) 業種ごとの部

以下の5つに分かれており、事件の担 当部は、使用者の属する業種によって決 定される。

管理職部

丁業部

商業・サービス業部

農業部

雑職業部:上記以外の業種を担当

(2) 調停部・判決部

(1)の各部ごとに、調停部及び判決部 が置かれている。

調停部:調停手続を担当 *審判官2名(労使各1名)

判決部:判決手続を担当

*審判官4名(労使各2名)

(3) 急速審理部

仮処分や判決の仮執行を担当する部署 | (1) 小法廷 として置かれている。

*審判官2名(労使各1名)

(注意)労働審判所には、職業裁判官はお らず、労使から選出される非職業裁判官 のみで構成される。

(1) 設置

第一審の裁判所として、各州において 設置される。

(2) 構成

職業裁判官(裁判長)1名と非職業裁 判官(名誉職裁判官)2名(労使各1名) で構成される。

【州労働裁判所】

(1) 設置

控訴審の裁判所として、各州において 設置される。

(2) 構成

職業裁判官(裁判長)1名と名誉職裁 判官2名(労使各1名)で構成される。

【連邦労働裁判所】

10の法廷を置き、扱う事件の種類を 分担している。

- *職業裁判官(裁判長を含む。)3名
- *名誉職裁判官2名(労使各1名)
- (2) 大法廷
 - *職業裁判官(連邦労働裁判所長官を含 む。) 6名
 - *名誉職裁判官4名(労使各2名)

構成

職業裁判官(審判長)1名と非職業審 判官(素人審判官; lav member) 2名(労 使各1名)で構成される。

【雇用控訴審判所】

構成

職業裁判官(審判長)1名と素人裁判 官2名(労使各1名)で構成される。

*特に重要な事件の場合には、素人裁判 官4名(労使各2名)となる場合もあ

裁「選任方法 判;

官

【審判官】

- ・労働者及び使用者による直接選挙で選出 される。
- (1) 選挙権

一定の職業に従事している等の要件を 満たす16歳以上の労働者及び使用者

(2) 被選挙権

労働審判所の選挙人名簿に登録されて いる等の要件を満たす21歳以上の者

(3) 選挙制度

労使団体が作成する部ごとの候補者リ ストに対する投票による比例代表制

*使用者は、労働者が投票のために職場 を離れることを認めなければならず、 その間の賃金を減額してはならない。

【職業裁判官】

(1) 第一審

労使団体の代表者、労働裁判所当局が 加わる委員会との協議を経た後、州最高 官庁(州労働大臣等)の推薦に基づいて 任命される。

(2) 第二審

労使団体の意見を聴取した上で任命さ れる。

(3) 連邦労働裁判所

連邦労働社会省と裁判官選考委員会 (州労働大臣全員と連邦議会選出委員で 構成)の共同提案に基づき、連邦大統領 によって任命される。

【名誉職裁判官】

(1) 第一審及び第二審

【職業審判官】

(1) E T

7年以上の実務経験を有する法律家 (ソリシター又はバリスター)の中から 大法官によって任命される。

(2) EAT

高等法院及び控訴院の裁判官の中から 大法官によって任命される。

【素人審判官】

(1) E T

労使団体との協議を経た後、国務大臣 によって任命される。

(2) E A T

労使関係に関する特別な知識経験を有 する者で、国務大臣と大法官が共同で推 薦した者が女王によって任命される。

(労働事件を扱う特別な裁判所はない。)

			管轄区域内の労使団体が提出する候補者リストの中から、少数派にも公正に考慮して、州労働大臣が任命する。 *被選出資格は、労働裁判所の場合は25歳以上の者、州労働裁判所の場合は30歳以上の者である。 (2)連邦労働裁判所労使団体が提出する候補者リストの中から、少数派にも考慮して、連邦労働社会大臣が任命する。 *被選出資格は、35歳以上の者である。		
	任期・ 身分等	【審判官】 (1) 任期 5年。再任可。 (2) 身分 非職業裁判官(国家公務員ではない。) (3) 報酬 無償。旅費の支給あり。 (4) 身分保障 使用者は、審判官の職務の遂行に必要な時間を与えなければならず、その間の賃金を減額してはならない。また、労働監督官の許可がなければ解雇されることはない。 (5) 研修 国は研修を実施し、審判官には任期中に6週間の研修休暇が与えられる。	(3) 報酬 時間手当、旅費、必要経費等が支給される。 (4) 身分保障 その活動を妨げられず、また、その活	【素人審判官】 (1) 研修 任命時及び6か月ごとに研修が実施される。 (2) 権限 職業裁判官と同一である。	(労働事件を扱う特別な裁判所はない。)
審	手 続	【手続の主な流れ】 申立(口頭の申立も可) 調停の前置(調停部) *非公開。原則として当事者本人に出廷義務。成立の場合は調停調書を作成、執行力あり) *審判官2名(労使各1名)で行う。判決部への移送 *調停不調や被告が不出頭の場合 *開廷期日までの間に裁判外の和解が成立することも多い。 事件が判決に熟していれば、直ちに判決審理 *公開。対審。口頭での主張。 *審判官4名(労使各2名)で行う。	【判決手続の主な流れ】 訴えの提起 *事件類型ごとの簡易な定型訴状あり。 和解弁論の前置(第一審のみ) *原則公開。職業裁判官により、原則最初の1期日で実施。 *不調の場合は、直ちに訴訟弁論に移行するか、又は訴訟弁論の期日を指定する。 訴訟判長は、準備書面の補充、説明等の提出を課すことと、当事者本人の呼び出すこと等の措置を執ることができる。	【手続の主な流れ】 申立 *定型の書式あり。手紙の郵送、ファックスによる送付も可。 被申立人による応訴書の提出 *被申立人は、申立書の写しの受領後一定期間内に応訴書を提出しないと、以後の手続に参加できなくなる。 A C A S によるあっせんの前置 * E T から申立書及び応訴書の写しがA C A S に送付されると、A C A S は当事者間のあっせんを行う。 * あっせん手続の際に出された事項は、相手方の合意がない限り、訴訟において証拠とすることはできない。	(一般の民事訴訟の手続による。)

【手続上の特徴】

- ・調停前置
- ・口頭による申立、主張が可能。
- ・調停部による仮の措置
- *使用者が調停に出頭しない場合等において、調停部は、 賃金台帳等の提出命令、 賃金等の仮払い命令(債務の存在に重大な疑義がない場合。額の上限あり。) 証拠等の保全に必要な処分を、仮の措置として行うことができる。この処分に対する上訴は本案判決に関する上訴と同時にのみ行うことができる。
- ・当事者間の手続契約
- *審判所によっては、調停手続段階で、 原告の証拠準備期間、被告の反論準備 期間を定める手続契約を当事者間で締 結させた上で審判手続を行っている審 判所がある。(手続契約が守られない 場合、審判所は当該事件を抹消できる とされる。)
- ・報告審判官(1名又は2名)
- *事件についての判断に資するため、証拠の収集や当事者・関係者の事情聴取等の調査を行い、担当部に報告する審判官。当該事件の担当部から任命される。

訴訟弁論

- *原則公開。可能な限り1回の期日で終了させる。
- *訴訟手続中を通じて和解によって終了 させる努力義務を負っている。

判決

*可能な限り弁論終了の期日に直ちに口頭で言い渡し、判決書は言渡し期日から3週間以内に作成・交付する。

【手続上の特徴】

- ・和解弁論前置
- ・職権進行主義
- * 当事者が主張立証する弁論主義が原則 だが、一般の民事裁判より裁判所の職 権の強い部分がある。
- ・口頭主義(口頭弁論が中心) 直接主義 (法廷での弁論が中心)
- *一般の民事裁判よりも徹底している。
- ・讯谏主義
 - *迅速な処理を図るため、訴訟弁論が1 回の期日で終了するようにするための 準備措置、弁論終了後直ちに行う判決 言渡し等が定められている。
- ・解雇事件等についての特別な手続
 - *優先的な処理を図るため、以下のような特則が定められている。

和解弁論は訴えの提起後2週間以内に行う。

和解弁論が功を奏しない場合には、 和解弁論後2週間以上の相当な期間 内に答弁書を提出するよう、被告に 命ずる。

答弁書に対して書面で見解を示すために、原告に対して2週間以上の相当な期間を定めることができる。 時機に遅れて提出された攻撃防御方法は原則として認めない。

審理前の手続

*審判所は、当事者の申立又は職権により、相手方に対して、事実・主張等を説明した書面の提出、文書の開示、証人の出頭等を命ずることができる(罰金による強制等あり)。

予備審理等

- *指示審理:複雑な事件について、審理 の準備に必要な事項を指示し、審理に 要する時間等を決定する(審判長単独 で行う。)
- *審問前審査:勝訴の合理的な見込みの 有無を判断するために行い、見込みが ない場合には保証金の支払いを命ずる ことができる。
- * 予備審理:訴訟を行う資格要件や提訴 期限(解雇の場合3か月以内)を満た しているか否かを判断する。

審理

- *公開。対審。通常1~2日で終了。
- *両当事者が同意した場合には、素人審 判官が1名でも審理を行える。

決定

*結審後、口頭で言い渡され、書面は後日出される。

【手続上の特徴】

- ・ A C A S によるあっせん前置
- ・E T は、厳格な法律主義よりも、よき労使関係の形成を目的とした常識的な解決 を図るため、通常裁判所の訴訟における 証拠の厳格なルールには拘束されない。
- ・E Tの決定(復職・再雇用、金銭補償等の命令)には強制力はなく、最終的には、 金銭の支払いについて県裁判所の執行命 令により執行されることとなる。

仮処分等 手続

- ・急速審理部は、 切迫した損害等の防止 のために保全・原状回復措置を命ずること、 債務の存在に重大な疑義がない場合に仮払いを命ずること等の仮処分手続 や判決の仮執行手続を行う。
- ・民事訴訟法の規定に基づく仮処分手続がある。
- *集団紛争での利用が中心的とされる。

判 決	*仮処分・仮執行の履行は、罰金による 間接強制で確保される。 ・審判官による多数決	同一である。			・ ・審判官による多数決		
	・ある争点について多数決で可否同数となった場合には、当該争点について、当該 労働審判所の所在地を管轄する小審裁判 所の職業裁判官が裁判長となって再審理 を行った上で、改めて多数決により判決 を下す。 *再審理では、当事者は新証拠・新主張 の提出が可能。			* 素人審判官の評決権は職業審判官と同 一である。			
訴訟代理	理 ・本人訴訟が可能。 ・訴訟の代理人・補佐人には、弁護士の他、 当事者と同一の職業に属する労働者又は 使用者、当事者が所属する労使団体の代表者等がなることができる。		1審	2審	3審	・本人申立が可能。 ・審判の代理人には、弁護士の他、労使団	
		本人訴訟		×	×	体の役員等がなることができる。 	
		弁護士以外の代理			×		
		弁護士代理					
		* 弁護士以外の代理人としては、労使団体の代理人等(労働組合の権利保護書記等)が挙げられる。 ・訴訟費用を支弁できず、労使団体による訴訟代理を求めることもできない当事者に対しては、相手方が弁護士代理の場合、当該当事者の申立により、裁判長が弁護士を付することを命じる。			川保護書 体による N当事者 の場合、		
訴訟費用	・訴訟費用は低廉である。 *負担する費用としては、訴えの登録費、 当事者呼出用の郵便費、判決送達費等 がある。	・訴訟費用は低廉である。 *他の訴訟手続よりも低廉。上限は 500 ユーロ。 *和解により終結した場合は無料。 ・弁護士費用は、第一審では原告・被告の 各自負担(一般の民事裁判では敗訴者負担)。第二審以上では敗訴者負担。		継続し敗訴した場合には、費用の支払いを命ぜられる。 *ETの審判手続には、法律扶助の適用	(一般の民事訴訟の訴訟費用による。) *ただし、公民権法に関する訴訟等で 弁護士費用の敗訴者負担制度あり。		

注1 イングランド及びウェールズにおける制度である。

この資料は、日本労働研究機構「個別労働紛争処理システムの国際比較」、諸外国の制度に関するヒアリング等をもとに、諸外国の労働関係紛争処理制度の概要について、検討の参考として事務 局において整理したものである。